

## 令和元年第13回定例委員会

- 1 日 時 令和元年7月10日(水) 10時30分から11時10分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 宮崎 章  
委員長職務代理 大木田 守實  
委員 嶋田 實  
委員 佐藤 男三  
事務局 局長  
担当部長  
選挙課 長  
広報啓発担当課長  
書記 2名
- 4 議 事  
議 案  
1 不在者投票を行うことができる施設の指定について  
2 選挙争訟について  
3 選挙争訟について  
4 選挙争訟について  
報告事項  
1 令和元年執行参議院(東京都選出)議員選挙における立候補届出状況について  
2 選挙争訟について  
その他  
1 当面の日程について

### 5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	ただ今から令和元年第13回定例委員会を開会いたします。 お手元に、令和元年第12回定例委員会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。 本日は、4件の議案と2件の報告事項を予定しております。 なお、本日の議題のうち、議案第2号、第3号、第4号及び報告事項第2は個人情報を含んでいることから、いずれも非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議はございませんか。
委員	異議なし
委員長	御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。 それでは、議案第1号不在者投票を行うことができる施設の指定について、事務局より説明を求めます。

事務局 《議案第1号について説明》

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 この施設は、7月1日の設立ですが、参議院議員選挙には間に合うのでしょうか。また、参議院議員選挙に間に合うためには、いつまでに申請する必要がありますのでしょうか。

事務局 本日の定例委員会で決定されますと、区選挙管理委員会を通じて、施設へ通知いたします。したがって、実質的には明日以降、この施設で不在者投票を行うことができます。また、前回6月24日の定例委員会で決定がなされた施設については、今回の参議院議員選挙公示日翌日からの投票が可能です。

委員長 他に御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。次に報告事項第2令和元年執行参議院（東京都選出）議員選挙における立候補届出状況について、事務局より説明を求めます。

事務局 《報告事項第1について説明》

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 公示から約一週間が経ちますが、東京都選挙管理委員会には問合せや確認など、特別にありましたでしょうか。

事務局 政治活動用のポスターがはがされていないという状況や、選挙運動用の自動車に対する苦情、行われている選挙運動が違反ではないかという指摘等が寄せられておりますので、当該区選挙管理委員会と連携しながら対処を進めております。

委員長 御質問・御意見がなければ、報告事項第1について、了承することといたします。

委員 それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

委員長 《説明》

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。その他、これまでの議題について、何か御意見等ございますか。

委員 今日新聞に出ておりましたが、参議院議員選挙における比例区の政党の略称について総務省から通知があったということですが、どのような通知だったのでしょうか。「民主党」という略称についてですか。

事務局 昨日総務省から投票の有効・無効に関することについての通知が届きましたが、それにつきましては、区市町村選管に周知をしております。もし疑義があれば区市町村から都選管を通じて総務省に確認をするという段階にあります。

委員長 「民主党」と書いたら票は無効となるのですか。

事務局 民主党という表記につきましては、今回は国民民主党が略称で「民主党」と届出をしておりますので、「民主党」と書かれた票は有効になるであろうと思われます。

委員長 次回の定例委員会は、7月24日に開催することといたします。これより非公開審議に入ります。